

第2期

羅臼町いのちを支える
自殺対策計画（案）

～誰も自殺に追い込まれることのない
いのちを支える羅臼町を目指して～

令和6年3月

羅臼町

<はじめに>

令和6年3月
羅臼町長 湊屋 稔

◇ 目 次 ◇

はじめに

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景 1
- 2 計画の位置づけ 1
- 3 計画の期間 2
- 4 計画の基本理念 2
- 5 計画の数値目標（自殺死亡率） 2
- 6 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進 2

第2章 羅臼町における自殺の現状

- 1 現状分析にあたって 4
- 2 自殺者数および自殺死亡率の推移 4

第3章 これからの取組

- 1 基本方針 8
- 2 当面の具体的施策 10

/

第4章 自殺対策の推進体制等

- 1 推進体制 16
- 2 計画の進捗管理 16
- 3 主な評価指標 16

第5章 資料

- 1 これまでの自殺対策の取組（評価） 17

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

平成28年に「自殺対策基本法」が改正され、市町村にも「自殺対策計画」策定が義務付けられて、羅臼町においても令和元年に令和5年度までの5か年計画とし「羅臼町のいのちを支える自殺対策計画」を策定しました。

町では本計画に基づき「5つの基本施策」と「4つの重点施策」を中心に相談窓口を掲載したリーフレットの作成などの普及啓発活動やゲートキーパー養成講座による自殺対策を支える人材の育成等、全庁を挙げて「生きることへの包括的な支援」を推進してきました。

わが国の自殺者数は3万人台から2万人台に減少し、自殺対策基本法が成立した平成18年と、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年を比較すると、年間の自殺者数は減少に転じ、様々な取組は一定の効果があつたと評価されます。

しかしながら、わが国の自殺死亡率は先進国の中で高い水準にあり、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響で自殺の要因になりうる様々な問題が悪化したことにより、女性や若者の自殺者が増えるなど、これまで潜在化していた問題が浮き彫りになりました。

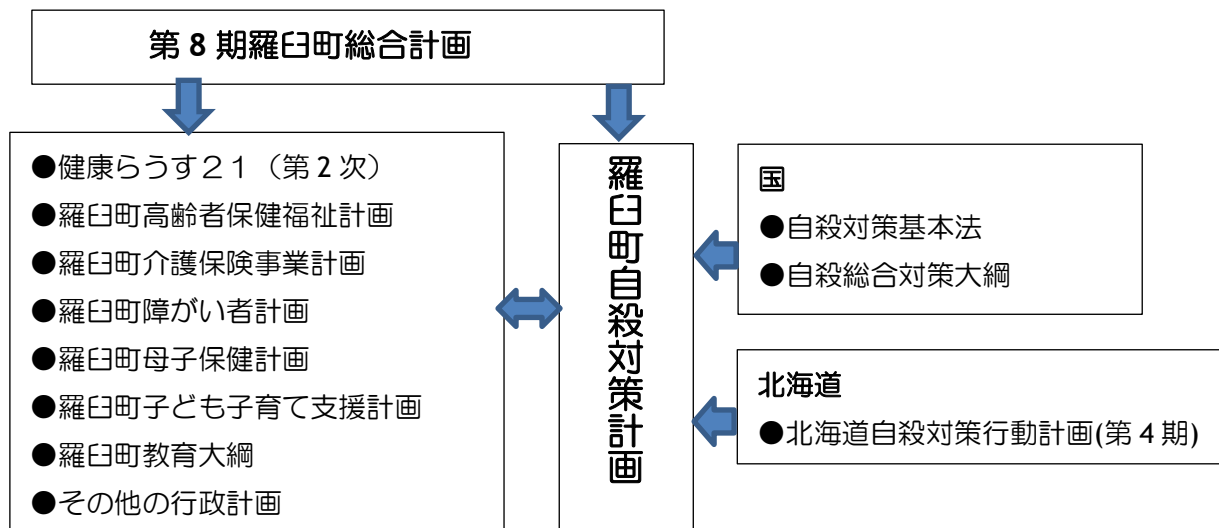
羅臼町においては、毎年、1～2名が自殺により亡くなる状況が続いております。

こうした中、政府が推進すべき自殺対策指針として策定している「自殺総合対策大綱」の5年に一度の見直しが行われたことに合わせて第2期羅臼町のいのちを支える自殺対策計画の策定を行いました。

策定にあたっては、これまでの取組を基本に、国から示された羅臼町の重点課題に関する課題への対応も含め、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、総合的な自殺対策を推進していきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺対策大綱の趣旨を踏まえて、同法13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するもので、他の個別計画とも関連しあいながら推進していきます。



3. 計画の期間

本計画の期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、「自殺対策基本法」または「自殺総合対策大綱」の改正、その他社会情勢の変化等が生じた場合は、適宜必要な見直しを行うこととします。

4. 計画の基本理念

平成28年4月1日付改正「自殺対策基本法」第2条の基本理念を踏まえ、誰もが自殺に追い込まれることのない羅臼町を目指します。

- (1) 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、すべての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。
- (2) 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- (3) 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- (4) 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後または自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- (5) 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

5. 計画の数値目標（自殺死亡率）

国は平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱」において、令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減らし13.0以下となることを目標として定めています。

当町の自殺死亡率は平成29年から令和3年の5年間で23.62と全国（16.25）と比べ高い状況です。今後も国の方針を踏まえながら引き続き同様の数値目標を設定することとし、令和5年から令和9年の5年間で20.0以下を目指すこととします。

前計画策定時（平成25～29）		現 状（平成29～令和3）		目 標（令和5～令和9）	
自殺死亡率	実人数	自殺死亡率	実人数	自殺死亡率	実人数
28.4	8人（5年計）	23.62	6人（5年計）	20.0	5人以下（5年計）

6. SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（持続可能な開発目標）は 2015 年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて掲げられた、令和 12 年（2030 年）までに達成を目指す国際目標です。SDGs は「地球上誰一人取り残さない持続可能な世界」を実現するための 17 の長期ビジョン（ゴール）と 169 の具体的な開発目標（ターゲット）で構成されています。

国の「自殺総合対策大綱」において『自殺対策は SDGs の達成に向けた政策としての理念も持ち合わせるものである』とされていることを受けて、本計画に掲げる施策の推進においても SDGs のゴールとの関連を意識し、本計画の推進が SDGs のゴールの達成に資するものとして位置づけます。

本計画に掲げる施策と特に関連する SDGs のゴールは以下のとおりです。



第2章 羅臼町における自殺の現状

1. 現状分析にあたって

厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」及び厚生労働大臣指定法人いのちを支える自殺対策推進センター（以下のちを支える自殺対策推進センターという）が各自治体の自殺の実態をまとめた「地域自殺実態プロファイル」等を活用し、羅臼町における自殺の現状を分析しました。

2. 自殺者数および自殺死亡率の推移

（1）羅臼町の自殺者数の推移

当町の年間自殺者数は、前計画策定時の平成19年から平成28年までの10年間の平均は約2.1人でしたが、平成24年～令和3年までの10年間の平均は約1.2人であり、減少しています。しかし、年によりばらつきはあるもののほぼ毎年自殺で亡くなる方がいるのも事実です。

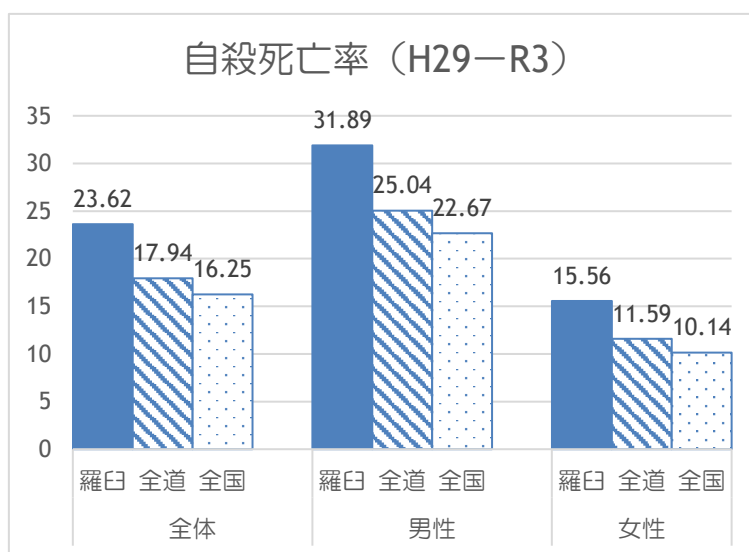
○羅臼町自殺者年次推移

和暦	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3
人数	2	4	2	4	3	1	1	1	2	1	2	1	0	2	1

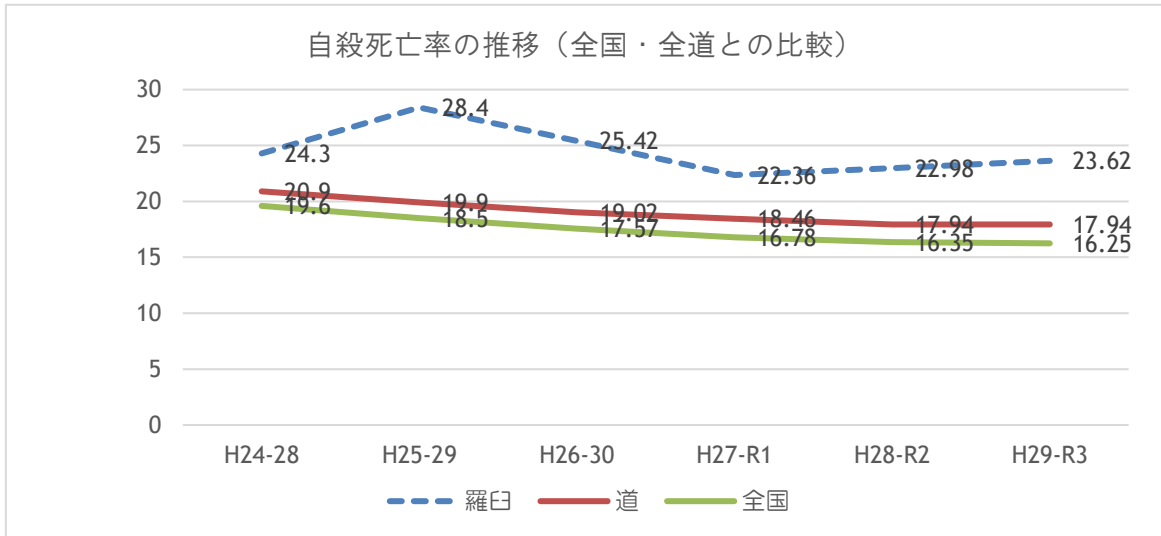
厚生労働省人口動態統計

（2）自殺死亡率の推移（全国、全道との比較）

人口規模が小さいため過去5年分を合計した自殺死亡率をみると、全国、全道より男女とも依然として高く、推移も令和元年までは減少傾向でしたが、令和2年以降やや増加傾向にみえます。



自殺総合対策推進センター
「地域自殺実態プロファイル（2022）」



自殺総合対策推進センター
「地域自殺実態プロファイル（2022）」

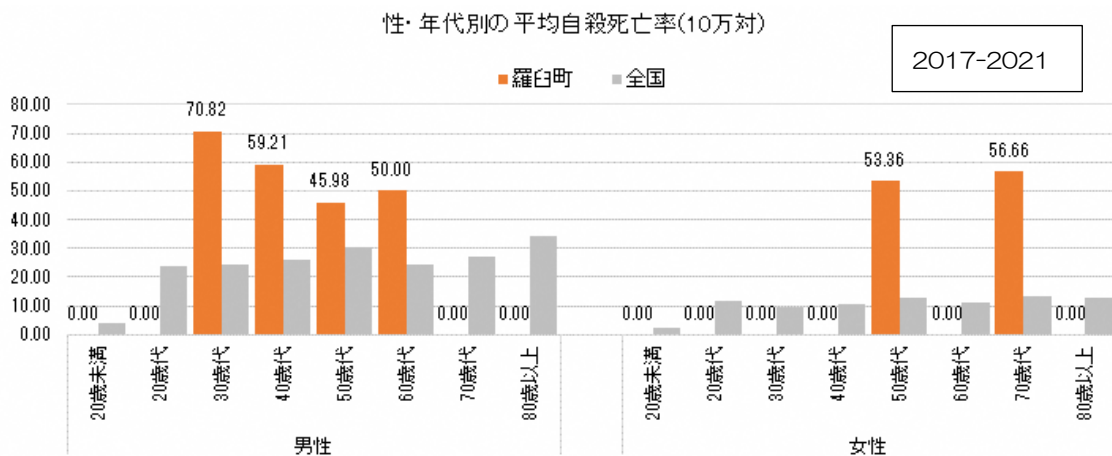
（3）年代別男女別に見た自殺の現状

平成 24 年から令和 3 年までの 10 年間の羅臼町における自殺者について性別・年齢階級別でみると、50 歳代が最も多く、次いで 20 歳や 30 歳代の若者や 80 歳以上の高齢者となっています。

○羅臼町における自殺者の性別・年齢階級別集計（平成 24 年～令和 3 年計）

13 名 10 年計		合計	～19	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80～
	男性	8	0	1	2	1	2	1	0	1
女性	5	0	1	0	0	2	0	1	1	
合計	13	0	2	2	1	4	1	1	2	

警察庁 自殺統計



自殺総合対策推進センター
「地域自殺実態プロファイル（2022）」

(4) 年代別に見た死因の状況

平成 25 年から令和 4 年の 10 年間での主な死因としては、20 代～60 代の死因の上位に自殺が入っており、全国、全道に比べ、50 代～60 代でも自殺が多いことが特徴です。

10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
不慮の事故 (1名)	自殺 (1名)	自殺 (3名)	悪性新生物 (2名)	悪性新生物 (13名)	悪性新生物 (27名)	悪性新生物 (54名)	心疾患 (86名)
心疾患 (1名)	不慮の事故 (1名)	不慮の事故 (1名)	心疾患 (2名)	自殺 (4名)	心疾患 (13名)	心疾患 (22名)	悪性新生物 (74名)
	心疾患 (1名)	その他の呼吸器疾患 (1名)	自殺 (1名)	心疾患 (4名)	不慮の事故 (5名)	肺炎 (8名)	老衰 (59名)
	その他の循環器疾患 (1名)		不慮の事故 (1名)	不慮の事故 (2名)	自殺 (2名)	腎不全 (7名)	肺炎 (50名)
	その他の精神行動障害 (1名)		肝疾患 (1名)	敗血症 (2名)	脳血管疾患 (2名)	不慮の事故 (7名)	脳血管疾患 (29名)
			高血圧性疾患 (1名)		その他の呼吸器疾患 (2名)		
			その他分類されないもの (1名)		肺炎 (2名)		
					敗血症 (2名)		
					その他の消化器疾患 (2名)		

羅臼町保健福祉介護計画書より平成 25 年～令和 4 年合計
人口動態統計死因第 2 表死因簡単分類を使用

(5) 羅臼町におけるリスクの高い対象群

いのちを支える自殺対策推進センターが、地域の自殺の実態を詳細に分析した「地域自殺実態プロファイル 2022」において、平成 29 年から令和 3 年までの 5 年間の羅臼町における自殺者数の特徴が示されました。但し、過去 5 年間の統計では自殺者数が少なく、1 人の増減で順位が変わる可能性があります。

○羅臼町の主な自殺の特徴（平成 29 年～令和 3 年自殺者数合計 6 人）

自殺者の特性上位 5 区分	自殺者数 (5 年計)	割合	自殺死亡率* (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
男性 40～59 歳有職同居	2	33.3%	68.3	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
男性 20～39 歳有職独居	1	16.7%	208.4	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺／ ②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
女性 40～59 歳有職同居	1	16.7%	59.5	職場の人間関係+家族間の不和→うつ状態→自殺
男性 60 歳以上有職同居	1	16.7%	45.3	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺／②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
女性 60 歳以上無職同居	1	16.7%	32.9	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

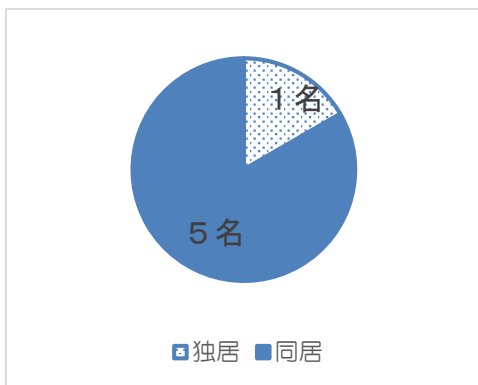
**「背景にある主な自殺の危険経路」は自殺実態白書 2013(ライフリンク)を参考に推計

自殺総合対策推進センター
「地域自殺実態プロファイル (2022)」

したもので、危険経路を典型的に例示しているもの。

(6) 自殺者の同居の有無

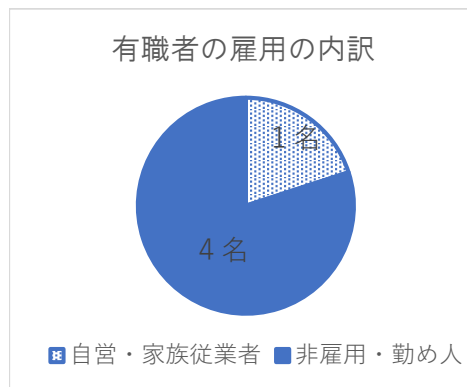
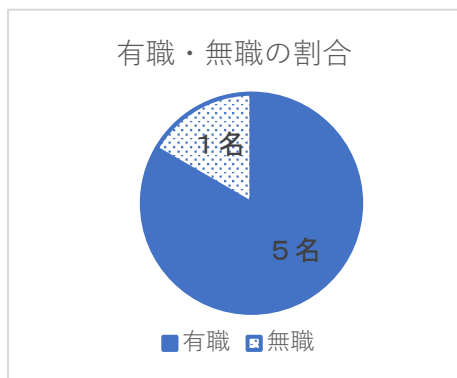
平成 29 年から令和 3 年の自殺死亡者 6 名の同居者の有無を確認すると、83.3%が同居していたことから、自死遺族への支援も重要となってきます。



自殺総合対策推進センター
「地域自殺実態プロフィール（2022）」

(7) 有職・無職の割合

平成 29 年から令和 3 年の自殺死亡者 6 名を職業の有無で分類すると、83%が有職者です。（男性は全て有職者）。また、有職者 5 名の雇用の状況を見てみると、80%が被雇用者であり、全国（82.5%）と同様です。



自殺総合対策推進センター
「地域自殺実態プロフィール（2022）」

第3章 これからの取組

1. 基本方針

令和4年（2022年）10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」と羅臼町の現状を踏まえて、以下の6つを「自殺対策の基本方針」とします。

（1） 生きるための包括的な支援としての推進

自殺のリスクが高まるのは、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときといわれています。

そのため自殺対策は、個人においても地域においても「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の取組のみならず、地域において「生きる支援」に関するあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

（2） 関連施策と有機的な連携の強化による総合的な取組

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。

また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、関係者や組織等が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、いじめ等関連の分野においても同様に様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮自立支援制度などとの連携を推進することや、医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めることで、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスが受けられるようにすることが重要です。

（3） 対応の段階に応じてレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で「対人支援」、「地域連携」、「社会制度」、それぞれにおいて強力に、かつ、それを総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前予防」と、現に起こりつつある自殺発生の危機に介入する「早期発見と対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、

それぞれの段階において施策を講じることが必要です。

○一次予防（事前予防）とは

心身の健康の保持増進についての取組や自殺の実態、自殺対策の正しい知識の普及啓発の取組

○二次予防(早期発見と対応)とは

自殺の兆しを早期に発見するため、相談・支援の充実による自殺の防止や対象等に應じた取組

○三次予防（事後対応）とは

自殺未遂者や遺族へのケアと支援の充実に向けた取組

（４）実践と啓発の両輪としての推進

自殺に追い込まれるということは「誰にでも起こり得る危機」ですが、一般的に、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないと言われていています。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが大切であるということが、地域全体の共通認識になるように、積極的に普及啓発を行うことが重要です。

すべての町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに気づくとともに、そうしたサインに気づいたら、精神科医等の専門家の相談機関につなぐことができるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいきます。

（５）関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働

自殺対策をとおして「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、羅臼町だけでなく、医療機関等の関係機関や民間団体、企業、そして町民ひとり一人と連携・協働し、町を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にするとともに、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

自殺対策の目指す「誰も自殺に追い込まれることのないいのちを支える羅臼町」の実現に向けて、羅臼町に暮らす町民一人ひとりができる取組を進めていけるよう自殺対策に取り組めます。

（６）自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分に配慮するとともに、これらを不当に侵害することのないようにしなければならないと自殺対策基本法第 9 条にあるとおり、自殺対策に関わる全ての人が、このことを改めて認識して自殺対策に取り組めるよう普及啓発を進めます。

2. 当面の具体的施策

自殺総合対策大綱や第1期計画に盛り込んだ施策の検証結果を踏まえながら、次の具体的施策を進めます。

(1) 町民一人ひとりの気づきと見守りを促す

自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、町民の誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて、町民の理解の促進を図ります。また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であることを理解し、自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていく意識が共有されることを目指します。

①自殺予防週間と自殺対策月間の啓発事業の実施	
自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）において、図書の配架や広報紙への掲載等を通して啓発活動を推進します。	保健福祉課 図書館
②児童生徒における自殺予防に資する教育の実施	
社会において直面する可能性のある様々な困難、ストレスへの対処方法を身につけるための教育（SOSの出し方に関する教育）や精神疾患への正しい理解を含めた児童生徒の心の健康の保持に係る教育を推進します。	学務課
児童生徒が豊かな心を育むための多様な体験活動を推進します。	社会教育課
③自殺や自殺関連事象に関する正しい知識の普及	
自殺念慮の割合が高いことが指摘されている性的マイノリティや性の多様性についての理解の促進に努めます。	企画振興課
抑うつ状態やうつ病等の精神疾患に対する正しい知識を普及します。	保健福祉課

(2) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

様々な分野において、生きることの包括的な支援に関わっている支援者等を自殺対策に係る人材として資質向上を図るための研修の機会を確保します。また、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成していきます。

①様々な分野でのゲートキーパーの養成	
関係団体と連携したゲートキーパー研修を実施します。	保健福祉課
②自殺対策従事者や相談機関従事者等の資質向上と心のケア	
うつ病やメンタルヘルス、自殺対策についての研修の機会を確保します。	保健福祉課

(3) 心の健康を支援する環境整備と心の健康づくりを推進する

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減やストレスへの適切な対応など、心の健康の保持・増進を図るための相談体制の充実を図ります。

① 心の健康に関する相談先の周知	
悩みを抱える人が相談できる様々な相談窓口の周知を促進します。	保健福祉課
② 地域における心の健康づくりの推進	
保健師による心の健康相談を実施します。	保健福祉課
民生委員協議会や要保護児童対策協議会等にて自殺対策やハイリスク者の情報共有を行うことで、支援の共通認識を図ります	保健福祉課
③ 職場における心の健康づくりの推進	
関係団体と連携し、メンタルヘルス研修会やゲートキーパー研修会を実施し、メンタルヘルスの普及啓発に努めます。	保健福祉課
町職員に対するメンタルヘルスを含めた健康の保持・増進に努めます。	総務課
教職員に対するメンタルヘルスを含めた健康の保持・増進に努めます。	学務課

(4) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

精神疾患により自殺の危険性の高い人を早期に発見し、必要に応じて確実に精神科医療につなぐことができるように、連携体制を促進します。

また、精神科医療につながった後も、本人が抱える悩みに包括的に対応する必要があるため、精神科医療、保健、福祉等の各機関の連動性を高めます。

①保健、医療、福祉、教育、労働、司法等の関係機関・関係団体とのネットワークの構築推進	
保健所実施の自殺対策地域連絡会議へ参加します。	保健福祉課
②うつ等の予防や早期発見への取組の推進	
訪問活動、健康相談会等における早期発見や受診の促進	保健福祉課
妊産婦スクリーニングを促進します。	保健福祉課
③ うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進	
健診の質問票での多量飲酒者へ健康相談を実施します。	保健福祉課

(5) 社会全体の自殺リスクを低下させる

経済的・社会的要因を含む様々な要因により自殺の危険性が高まっていくことから、様々な分野において、「生きることの阻害要因」を減らし、併せて「生きることの促進要因」を増やす取組を推進することで、社会全体の自殺リスクの低下を目指します。

①地域における相談・支援体制の充実と相談窓口情報の発信	
悩みを抱える人が相談できる様々な相談窓口の周知を促進します。(再掲)	保健福祉課
保健師による心の健康相談を実施します。(再掲)	保健福祉課
子育て支援センター事業を充実させることで、養育者の負担を軽減し、自殺のリスクを抱えた者の早期発見支援の強化に努めます。	子育て支援センター
各種母子保健事業にて、養育者の不安や悩みに確実に対応し、必要に応じて継続した支援を実施します。	保健福祉課
障がい者の福祉サービスや居場所の確保を行うことにより、孤立を防ぐとともに、関係機関にて心身の状況に変化(希死念慮を含む)を発見した際には速やかに連携し、支援を行います。	保健福祉課
認知症サポーター講座や認知症カフェ等を通して、認知症の知識の普及等を行うことで、高齢者やその家族が追い込まれないような地域づくりに努めます。	保健福祉課
②多重債務者、生活困窮者等に対する支援	
納税相談や公共料金等の未納、滞納の相談時、生活に支障のあるような困窮者を発見した場合は関係課と情報を共有するとともに、担当部署の相談につながります。	税務財政課 建設水道課
関係者からの情報や各種手当等の申請面談をとおして、生活困窮等の問題があった場合は、相談支援を通して生活保護や貸付事業等に早期につながります。	保健福祉課
法的な問題解決のために必要な情報や相談の場についての情報提供を促進します。(消費生活相談、人権擁護・法律相談等)	環境生活課
各種手当や就学援助制度等を周知、実施することで、生活困窮者の負担軽減につながります。	学務課 保健福祉課
③勤労者への支援	
勤労・労働関係についての制度やセミナー等の情報を周知するとともに、必要に応じて労働や融資等の専門機関や相談機関の紹介や支援策の検討を行います。	産業創生課
④ 高齢者への支援	
社会参加や参加者どうしの交流をとおして、悩みの軽減や喜び、生きがい意識を持てるような居場所づくりを推進するとともに、配食や電話サービス等をとおして孤立することのないような見守り体制を推進します。	保健福祉課

身体の病気や健康問題に起因する自殺の予防に向けて、介護予防やフレイル対策、こころの健康づくりと一体的に自殺対策を推進します。	保健福祉課
高齢者の自殺の実態について、各種会議にて情報の共有を行うことで、自殺リスクの高い高齢者を早期発見し、多職種で支援できるような連携に努めます。	保健福祉課
③生活習慣病の早期発見と重症化予防の支援	
健康への不安からの自殺を予防するため、定期的な健診から生活習慣病の早期発見に繋がります。又、疾病の重症化を防ぐため健康相談などの支援を実施します。	保健福祉課

(7) 自殺未遂者の再企図を防ぐとともに、身近な家族や遺された人への支援を充実する。

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、相談、支援体制の強化を図るとともに、必要な者には、遺族の自助グループ等地域における活動を紹介します。

①遺族支援のための関係者研修の機会の確保	
遺族と接する機会の多い市町村や医療機関等の職員の資質向上のための研修の機会を確保します。	保健福祉課
②遺族への総合的な支援	
遺族等が、諸手続きに関する情報や自助グループの活動等、必要とする支援情報を受け取れるよう、プライバシーに配慮しつつ、情報発信していきます。	保健福祉課
③自殺未遂者に対する支援	
自殺未遂者についての相談があった場合、速やかに相談を行い、本人の安全確保に努めるとともに、関係機関と支援します。また、関係機関との連携により継続的なケアができる体制について検討します。	保健福祉課
搬送症例の検証と事後フィードバックを行うことで、救急活動の質の向上につなげます。	消防署

(8) 子ども・若者の自殺対策を推進する

全国的に、小中高生の自殺者数は増加しており、子ども・若者への対策を推進することが求められています。子ども・若者の抱える悩みは多様であり、それぞれの段階にあった対応の他、教育を行う職員の資質向上を図る取組を行います。

①いじめを苦しめた子どもの自殺予防	
いじめ等も含めた子どもを取り巻く問題を早期に発見し、適切に対応できる地域ぐるみの取組を推進します。	社会教育課
スクールカウンセラーの活用を促進し、学校での相談体制の充実を図ります。	学務課

ネットいじめを防ぐためにも情報モラル教育を推進します。	教育委員会 保健福祉課 (緒むすび)
②児童・生徒・学生への支援の充実	
教育相談電話を設置する等子どもの相談機会を確保するとともに、児童生徒1人1台学習用タブレット端末の活用等による相談窓口に関する情報の発信に取り組みます。(北海道の取組含)	学務課
スクールカウンセラーの活用を促進し、学校での相談体制の充実を図ります。(再掲)	学務課
児童生徒の心の危機への対応力を向上させる教職員研修の実施に努めます。	学務課
いじめや虐待、不登校などの問題に関する相談窓口の周知や、子ども若者を対象にした学習支援や居場所づくり等を検討し、悩みに対し適切に対応できるような連携の強化を図ります。(北海道の取組含)	学務課 保健福祉課
③特別な支援を要する子どもへの支援	
特別な支援を要する児童生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性があることから、会議や育ちの手帳こんぱすを活用し連携を図り、困難の軽減に努めます。	学務課
発達障がいの特徴について、助言指導を行う場を持つことで、適切な対応につながり、養育者の不安の軽減や子どもの生きやすさにつなげます。	子ども発達支援センター
④SOS の出し方に関する教育等の推進	
社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスの対処方法を身につけるために小中学校の児童生徒を対象に SOS の出し方教育を実施します。	学務課
児童生徒が豊かな心を育むための多様な体験活動の促進を推進します。(再掲)	社会教育課
精神疾患への正しい理解を含めた児童生徒の心の健康の保持に係る教育を推進します。	学務課
⑤子ども・若者への支援の充実	
引きこもり、不登校、ニート、非行など困難を抱える子どもや青少年とその家族に対して関係機関と連携して相談にあたります。	保健福祉課
今の若者にあったコミュニケーションツール(SNS)を活用した相談、啓発を推進します。	保健福祉課

(9) 女性の自殺対策を推進する

全国の女性の自殺者数は令和2年から増加傾向であることから、女性への支援の強化が求められます。女性への自殺対策は妊産婦への支援を始め、女性特有の視点も踏まえ、対策を講じていきます。

①妊産婦への支援の充実	
全数の妊産婦と面接を行うことで、妊娠期からリスクを把握し、切れ目ない支援につなげます。	保健福祉課
産後ケア事業を推進し、産婦の身体回復と心理的な安定を促進します。	保健福祉課
予期せぬ妊娠等に係る相談窓口の周知と相談支援を実施します。	保健福祉課
②困難な問題を抱える女性への支援	
暴力や犯罪等の被害に遭い、困難を抱えた女性へ相談窓口の周知と相談支援を実施します。	環境生活課 保健福祉課

第4章 自殺対策の推進体制等

自殺対策については、保健福祉課を中心に多くの課が関係しています。家庭や学校、職域、地域などの社会全般に関係しており、総合的な対策のためには、多分野の関係者の連携と協力のもとに、効果的な施策を推進していく必要があります。

1. 推進体制

(1) 羅臼町における推進体制

保健・医療・福祉・産業・教育・警察・消防等、地域の幅広い関係機関や団体が構成される会議にて、民間等と連携した施策の総合的な展開に向けた検討・協議を進めることで、町全体で取組を推進します。

(2) 庁内における連携体制

庁内部局・課等の長または管理職で構成される「羅臼町いのちを支える庁内連絡会議」にて、自殺の現状等について共通認識を持ちながら、総合的な施策・事業の展開に向けた協議を進めるとともに、本計画の進捗状況の確認を行います。

2. 計画の進捗管理

本計画の取組状況や目標については、事務局である保健福祉課で把握し、計画の適切な進捗管理に努めます

3. 主な評価指標

本計画の主な評価指標は以下の通りとします。自殺者をゼロにすることが最終目標ですが、様々な事業や、関係機関で支援することで、「生きることの包括的な支援」につながっていくため、自殺対策となる事業が適正であったかを含めて評価します。

主な施策分野	指標の内容	現状値	目標値 (R10)
気づきと見守りの推進	ポスター掲示や町広報、ホームページ等で啓発	年1回	年2回以上
自殺対策を支える人材養成	町民や各種団体等へのゲートキーパー養成講座の開催	年1回	年1回以上 継続実施
環境整備・メンタルヘルスの推進	町内の自殺対策、メンタルヘルスに関する連携会議の開催	—	年1回
子ども若者・女性への支援	児童生徒の SOS 出し方に関する教育の実施	全小中学校にて実施	全小中学校で 毎年実施
	SNS 等を活用した自殺予防の啓発	未実施	実施
社会全体のリスクの低減	睡眠で十分休養がとれている者の増加 (40 歳～74 歳)	60.2%	70.0%

第5章 資料

これまでの自殺対策の取組

羅臼町は、町民に身近な基礎自治体として、「羅臼町のちを支える自殺対策計画」を策定し、自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基礎としての5つの基本施策に取り組みるとともに自殺のリスク要因に絞った4つの重点施策に取り組みました。

基本施策

計画における項目	実施内容	担当課	5年間を通しての実施状況	担当課の評価	次期計画に向けての意見
基本施策1 地域におけるネットワークの強化					
民生委員協議会や町内会との連携強化	地域住民とつながりが強い民生委員や町内会長が、気づき、つなぐ支援ができるよう、会議や研修等の議題に自殺対策を取り上げる等、情報の共有を図り、連携を強化する。	保健福祉課	民生児童員の研修及びゲートキーパー研修等への参加を呼びかけ、自殺企図、希死念慮等の相談があった場合は、早期に介入し、各支援を検討していく。	令和4年12月役員の一斉改選により役員の交代があったが、継続的に研修会の参加や定例会などでケース相談などを行い、自殺企図、希死念慮等注意が必要なケースについては、早期に介入し、各支援を検討していく。	そのまま継続
高齢者の見守りの推進	地域ケア会議の中で、高齢者が孤立することなく、安心して生活を送ることができる地域を形成できるような見守りネットワークの構築について検討していく。	保健福祉課	地域ケア会議を開催できていない。	地域ケア会議は開催できていない。地域ケア個別会議を開催して、様々な課題解決に向けて取り組んでいるが、自殺対策までの議題には至らなかった。	そのまま継続。
「羅臼町自殺対策推進協議会（仮称）」の設置	保健、医療、教育、産業、警察、消防等の地域の関係機関や団体が構成される協議会を新たに設置し、本計画の進捗状況の検証等を行い、町全体での取組みを推進する。	保健福祉課	既存の会議を利用する予定であったが、コロナの影響でその会議自体が開催できず、未設置となった。	町全体で、自殺対策を考えるためには関係団体と情報共有をする場は必要。	継続。
「羅臼町庁内自殺対策連絡会議（仮称）」の設置	関係課長等で組織構成される庁内組織で、本計画の進捗状況の確認を行うとともに、町内関係部署と連携を図り、横断的な自殺対策に取組む。	保健福祉課	令和3年度に設置し、中間評価を実施。	課長職で構成しており、各課での取組みを確認、共有することはできたが、自殺対策について具体的な話し合いはされず、主体的な取組みにはなっていない。	自殺予防対策について意識化できる機会になるよう、継続して実施。
「羅臼町要保護児童対策協議会」における普及啓発等の実施	子どもに関わる地域の関係者が一堂に会する当協議会において、自殺対策の情報共有を行うことで、支援の共通認識を図る。	保健福祉課	定期的に要対協議会を開催している。学校や教育委員会からの情報提供や連携も密になり、希死念慮をもつ児童や生徒がいた場合、個別ケース会議を開催し、速やかに介入を行っている。	要対協の位置づけ上、虐待などの子どもの権利侵害に関わる家庭に支援を行っていくため、直接、子どもから自死を訴えるケースは少ないが、権利侵害の行く先に希死念慮を抱えているケースがあるものと想定して、アセスメントを行い、早期発見、支援を行っていく。	そのまま継続
保健所との連携	中標津保健所管内自殺対策連絡会議への参加や、自殺ハイリスク者への支援等、連携、協力を図る。	保健福祉課	年1回の根室・中標津保健所管内自殺対策連絡会議へは参加し、管内市町村や事業所と対策等の情報交換を行った。	会議への参加は管内での取組等を情報交換できる貴重な場となるとともに、顔見知りになることで、保健所のみならず関係機関と相談、連携しやすい関係につながると考える。	継続。
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成					
町民向けゲートキーパー研修の開催	身近な地区レベルで多くの人材が必要とされており、町民向けの養成講座を開催して、地区レベルでの人材確保を図る。	保健福祉課	令和4年度に1回実施。	広報、行政無線等を利用し幅広く周知をしたが、参加者はほとんどおらず、関心が薄いと思われる。	(変更)対象を幅広く周知して実施するよりは、各団
関係団体向けゲートキーパー研修の開催	地域に身近な存在である民生児童委員をはじめ、保育士や介護関係職員、漁協職員等を対象に研修会を開催し、人材確保を図る。	保健福祉課	令和4年度に事業所1か所に実施(海上保安署)。町民向けの研修会に民生委員や介護職員へ勸奨をしたが、参加者は数名であった。	参加者が少ないからと他と抱き合わせて開催するよりは関係団体毎に研修の場を設定する方が、個人の関心に左右されることなく、職場や団体の意識向上にもつながり望ましいと考える。	
教職員向けの研修の開催	児童生徒と日々接している教職員に対して、子どもが出したsosのサインに対していち早く気づき、どのように受け止めるかなどについての理解を深めるためのゲートキーパー研修会等を開催する。	学務課・保健福祉課	令和元年・3年・4年・5年と実施	児童・生徒に届いていない	継続の必要性を感じている
町職員向けゲートキーパー研修の開催	庁内の窓口業務や相談、徴収業務等の際に早期発見のサインに気づくことができるよう、また、全庁的取組み意識を高めるため、管理職を含め、全職員を対象として研修会を開催する。	総務課・保健福祉課	令和3年度に町職員、消防署職員を対象に実施し、119名が受講。	職員の受講修了率は85.8%で、自殺対策計画の目標値である80%を達成した。	定期的に開催することで、新規職員への受講の機会を確保するとともに、さらに理解を深めるステップアップ編の開催も検討する。

計画における項目	実施内容	担当課	5年間を通じた実施状況	担当課の評価	次期計画に向けての意見
基本施策3 町民への啓発周知					
リーフレット・啓発グッズの作成・配布	心のチェックリストや相談窓口一覧を記したチラシ等を作成し、各窓口や事業、相談場での配布を行うことで、自殺予防と早期発見の啓発を行う。	保健福祉課	新型コロナウイルスの流行から感染予防のため窓口のリーフレットの配架は中止された影響もあり、すすめていくことができなかった。	相談窓口の情報については定期的に更新が必要。リーフレットが準備されると必要な時に必要な方に情報提供ができる。	内容の見直しや配布方法の検討をする。項目は継続。
広報媒体を活用した啓発活動	町の広報誌やホームページ、SNS等に自殺対策の情報を掲載し、施策の周知と理解促進を図ります。	企画振興課・保健福祉課	毎年、予防週間や自殺対策強化月間等で、広報紙にて、メンタルヘルスや自殺対策についての年1回啓発を実施。	広報紙を見ない世代（若者）への啓発ができる機会が必要。	幅広い年代に情報を伝えられるように、広報紙のみならず、ICTを活用した啓発活動を検討する。
図書室での「こころの健康図書」の充実	メンタルヘルスに関する図書の配架や自殺予防月間等に、こころの健康に関する図書コーナーを開設する等し、こころの健康に関する町民の理解促進を図る。	公民館・社会教育課	図書展示自体は月1回実施しているが、司書の退職等により、自殺予防に関連した展示を実施することが引き継ぎされておらず、実施することができなかった。	自殺予防関連図書を所蔵しており、展示が実施可能のため、今後は、防止週間や月間に合わせて実施していく。	そのまま継続
住民向け出前講座の実施	住民から要望を受けて実施する出前講座や診療所のまち愛講座等に「こころの健康」をテーマに講師として町の保健師を派遣する。	保健福祉課	コロナ感染症の影響もあり、まち愛講座も開催されず、集団教育の場はもてなかった。	依頼があった時に対応できるように資質向上は必要。	要望があった時には実施できる体制を継続。
基本施策4 生きることの促進要因への支援					
生活における困り事相談の充実と連携	それぞれの年代や生活状況によって生じてくる様々な困り事（健康・子育て・介護・生活困窮・住まい等）に応じて、緊密な連携を図りながら相談対応と問題解決に当たる。	保健福祉課	総合相談から、希死念慮、自殺企図を抱えており、精神科への受診や日常生活の見守りを手厚くする支援を行っている。 5年間の相談状況から、直接、自死に対する訴えからの相談はなく、別の支援最中に発覚することが多い。 万能的な公的福祉サービスはないこと、一人ひとり生活課題等が異なることから、希死念慮等と関連ある生活課題の解決を主眼として支援して、希死念慮等の緩和を行っている。	5年間の実施状況から、各種公的な福祉サービスに繋げて、課題解決及びその副次的効果的に希死念慮等を緩和している。このような支援を実施できている場合においては、自死に至ったケースはなく、予防効果は一定程度あるものと思われる。支援実施⇒効果検証を繰り返し、対人援助のスキルの向上を図っていく。	そのまま継続
居場所づくりの推進	様々な年代や対象に合わせたサロンの場等を充実させることで、社会活動や参加者同士の交流をおとし、悩みの軽減や喜び、生きがい意識をもつことにつなげる。	保健福祉課	新型コロナウイルス感染症の影響により、開催が制限された時期もあったが、感染対策を行いながら実施できる時は実施した。	感染対策をしながら開催したり、休止の判断をしたり、方法を切り替えるなど様々な手段で取り組めた。活動を終了させないよう取り組んだ。	そのまま継続。
遺された人への支援	自死により遺された家族は相当深刻な影響を受けていることが多いことから、可能な限りの相談支援ができるよう、資質の向上などの支援体制整備を検討する。	保健福祉課	R3年度Web研修にて、自死遺族支援の研修を受講。R5年度管内で実施される自死遺族のための研修会について広報紙にて周知を実施。	研修を受ける中で、デリケートな内容から誰かに知られてしまうことでの恐れのある遺族もいることから、小さな町での支援の難しさを感じた。	支援の方法は検討が必要であるが、項目自体は必要性は高く、継続。
基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育					
SOSの出し方教育の実施	小中学校において道徳の授業等を行うなかで、様々な困難やストレスに直面した際に信頼できる大人や相談機関に早めに助けの声をあげられるよう、具体的かつ実践的な教育を行う。	学務課・保健福祉課	令和5年度より出し方教育開始。	継続	継続
教職員向けの研修の実施	児童生徒と日々接している教職員に対し、子どもが出したSOSのサインについていち早く気づき、どのように受け止め対処するかについて、理解を深めるゲートキーパー研修会等を実施する。	学務課・保健福祉課	令和元年・3年・4年・5年と実施	やったことによる成果が不明	継続の必要性を感じている
学校への専門家の派遣	各学校へスクールカウンセラーの派遣を行い、学校生活やこころの健康に関する相談を受ける体制の充実を図る。	学務課	北海道が実施。不足分は羅臼町が実施	継続が必要	継続の必要性を感じている

重点施策

計画における項目	実施内容	担当課	5年間を通じた実施状況	担当課の評価	次期計画に向けての意見
重点施策1 子ども・若者への対策					
SOSの出し方教育の実施（再掲）	小中学校において道徳の授業等を行うなかで、様々な困難やストレスに直面した際に信頼できる大人や相談機関に早めに助けの声をあげられるよう、具体的かつ実践的な教育を行う。	学務課、保健福祉課	令和5年度より出し方教育開始。（中学校、小学校2校に実施予定）	継続	継続
子どもや保護者に関わる職種を対象としたゲートキーパー研修の実施	保育園、放課後児童クラブ、幼稚園職員等を対象に子どものSOSに気づき、対応できる技術を身につける研修会を実施する。	保健福祉課	幼稚園教諭は一貫教育研修会で研修を受講する機会を持てたが、保育園、児童クラブ職員対象のゲートキーパー研修会は実施できず、一般向けの研修に参加する者も一人もいなかった。	子どもや女性への自殺対策の推進が国の課題にもなっている現状から、子どもや母親に関わる職員の研修の場を設けることは必要と考える。	継続

計画における項目	実施内容	担当課	5年間を通しての実施状況	担当課の評価	次期計画に向けての意見
生活状況に応じた対応策の推進	若年層が抱える様々な問題（不登校、就労問題、人間関係、いじめ、引きこもり、虐待等）に対し、相談体制を整備するとともに、関係機関での連携を強化し、社会参加や就労等の個別支援を推進する。	学務課、保健福祉課	（保健福祉課）定期的に要対協会議を開催している。学校や教育委員会からの情報提供や連携も密になり、希死念慮をもつ児童や生徒がいた場合、個別ケース会議を開催し、速やかに介入を行っている。（教育委員会）必要に応じて実施	（保健福祉課）要対協の位置づけ上、虐待などの子どもの権利侵害に関わる家庭に支援を行っていくため、直接、子どもから自死を訴えるケースは少ないが、権利侵害の行く先希死念慮を抱えているケースがあるものと想定して、アセスメントを行い、早期発見、支援を行っている。（教育委員会）良好	（保健福祉課）そのまま継続（教育委員会）保護者と学校と地域、同じ視点で関わることが必要。
子どもと関わる地域支援者への啓発	子どもと関わる地域支援者がSOSの受け手となるよう「SOSの出し方に関する教育」の取組みについて情報発信を行う。	社会教育課、保健福祉課	（社会教育）地域コーディネーターと幼稚園や学校との距離は事業を通して縮まって来たかと思われるが、自殺防止や心身のケアに関する活動については実施していない。（保健福祉課）学校におけるSOSの出し方教育は、令和5年度開始したところ。	（社会教育）CSの活動自体が動き出したばかりなので、コーディネーターの強みを活かした活動が主となっているため、自殺予防などを始めとした子どもたちの悩みに対する指導や教育を浸透させるような取組に至っていない。	（社会教育）継続
若年層が相談しやすい相談窓口の周知	若者のライフスタイルや情報収集方法の変化に合わせて、相談できる町内外の機関について学校や成人式での配布の他SNS等を通して発信する等、周知を強化する。	保健福祉課	成人式にて「いのちと暮らしに関する相談窓口」のリーフレットを配布は継続して実施出来た。町の相談窓口はHPに掲載。	今の若者にあった必要な時にいつでも検索できるコミュニケーションツール（SNS）を活用した相談窓口について積極的に周知する方が若者は利用しやすいと思われる。	継続。国や道、民間の相談窓口も含めた周知を実施。
重点施策2 働き盛り世代への対策					
漁業関係者への啓発強化	町内の勤労者の多くが漁業関係の仕事に就業していることから漁協管理職と役場管理職との合同会議等において、町の自殺の現状を伝え、課題の共有を行う。	保健福祉課	ネットワーク会議自体が未設置となった。	町全体で、自殺対策を考えるためには関係団体と情報共有をする場は必要。ただし、町の自殺者の属性を考えると、漁業関係者が多いというわけではない。	50代の自殺者が多いため、漁業者関係者に限らず、対象を見直しして啓発。
中小企業への支援	経営に悩む中小企業に対し、利子補給等により経営の安定化を図る他、必要に応じ、専門機関の紹介や情報提供を行うなど相談対応していく。	産業創生課	コロナの影響及び原油価格高騰対策を図るため、コロナ給付金を活用し原油価格高騰対応・事業者支援金や運輸・交通事業者支援金、各種給付金等の支援策を講じ経営の安定化を図った。	コロナや斜里町で発生した観光船事故の影響が甚大であるが、各種支援金等による事業者の経営支援策を講じたことで、中小企業の経営の安定化が図られ、また、町内においては倒産した事業者はなかった。令和5年度からは、町内で起業する場合に対応した企業立地振興条例を制定し、工場等立地補助金を交付し新規事業参入や雇用創出を図る。他にも、おてつたびを実施し、短期の雇用対策を図っている。	支援策の見直し、検討を行い継続
うつや睡眠障害、飲酒リスク等に係る支援の強化	健診結果説明会時、質問票の項目等を利用し、こころの健康相談を実施する。男性受診者には重点層を定め、相談機関などの紹介も掲載されている啓発パンフレットを配布する。	保健福祉課	質問票の項目等を利用し、睡眠障害やアルコール依存症の予防等、こころの健康に関する支援を実施。健診結果説明会では50代男性受診者を重点対象層と定め、相談機関の紹介や啓発パンフレットを配布。	健診受診者も固定化されており、毎年同じ対象者へパンフレットを渡している。不眠とアルコールはハイリスク者となるため、意識して健康相談を実施することは望ましい。	重点対象層のリーフレットの配布は終了したが、健康相談は継続。
重点施策3 生活困窮者・無職者等への支援					
包括的な支援体制の充実	失業者・無職者・生活困窮者等へ対する包括的な支援体制の充実を図るため、庁内はもとより関係機関等、専門機関との連携により、自殺リスクを抱えた人への「生きることへの包括的な支援」を実施する。	全庁的に実施	令和3年度に設置された庁内連絡会議にて欄卸シートを活用し全ての事業の評価を各課にお願いすることで、各課での取組を確認、共有することができた。	課長職で構成しており、各課での取組を確認、共有することはできたが、自殺対策について具体的な話し合いはされず、各課の主体的な取組にはなっていない。	意識化できる機会になるよう、継続して実施。
各種納付相談業務等と連携した生活困窮者の把握と支援の実施	（税務財政課）税金や各種料金の支払いが滞る者の中には深刻な問題を抱えていることもあるため、把握した生活問題について関係課、関係機関と連携し支援を行う。また、催告書等に生きる支援に関する相談先の情報の掲載を行うことで、情報の周知を行う。（保健福祉課）総合相談で税金や各種料金の支払いが滞る者がいた場合、関係課に情報を提供している。	税務財政課、建設水道課、保健福祉課	（税務課）納税相談時において、生活に支障があるような困窮者であった場合、関係課と情報共有を図るとともに、担当部署へ相談を行うよう助言した。	（税務課）納税相談時において、生活に支障があるような困窮者であった場合、関係課と情報共有を図るとともに、担当部署へ相談を行うよう助言した。また、引き続き相談業務の際に状況を把握し、支援が必要なものに対しては、助言を行う。窓口や電話等の納税相談時においては、概ね対応がはかっているが、催告書等における情報の周知については未対応であるため、今後、検討を要する。	継続
各種手当や就労援助制度等の実施	各種制度の実施を通して、生活困窮者の負担の軽減を図る。	学務課、保健福祉課	北海道の基準に準じた支援を実施	対象者の基準。町独自で最高の必要性を感じている	継続実施が基本ではあるが、（対象者の）精査も必要。
無料法律相談	町内には不在の弁護士による相談機会を提供する。また、法的な相談のみではなく、必要に応じた相談機関の紹介を行う。	環境生活課	令和2年度より2年間コロナ禍にて中止となっていた事業だが、令和3年より通常通りの実施になり相談者からの問い合わせも年々増加傾向にあるようだ。	法務省推薦の人権擁護委員による「なんでも相談」弁護士による「無料なんでも相談」と周知方法においては防災無線も活用し広く周知されていると思う	（変更：継続事業）釧路弁護士会からの協力依頼として現在年2回実施している無料相談を「いつでも、どこでも、そして誰でも」法律相談が受けられる体制ということで協力依頼あり実施年度未確定

計画における項目	実施内容	担当課	5年間を通しての実施状況	担当課の評価	次期計画に向けての意見
重点施策4 高齢者への対策					
地域ケア会議の機能強化	高齢者の介護にかかる問題だけでなく、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実を図り、多職種での連携体制に取組む。	保健福祉課	地域ケア会議は実施できていない。包括支援センターの事業の中で独自の地域による見守り事業を開始した。	地域ケア会議は実施できなかった。自殺防止の視点を含めるのは難しいと感じる。	そのまま継続。
在宅医療・介護連携の推進	地域の医療・介護・福祉関係者に自殺に対する情報提供を行うことにより、自殺のリスクを抱えた高齢者の早期発見と対応をする。	保健福祉課	年1回多職種連携会議を開催している。	多職種連携会議を開催しているが、医療・介護関連の協議に時間を要するため、自殺対策の話題まで至らなかった。	そのまま継続。
関係団体向けゲートキーパー研修の開催（再掲）	地域に身近な存在である民生児童委員をはじめ、介護関係職員を対象に研修会を開催し、人材確保を図る。	保健福祉課	介護職員向けのゲートキーパー研修は開催していない。	新型コロナウイルス感染症の影響により、町職員向けのゲートキーパー研修も開催できなかった。今後また開催について検討が必要。	そのまま継続。
高齢者を対象とした居場所づくりの推進（再掲）	様々な年代や対象に合わせたサロンの活動の場等を充実させることで、社会活動や参加者同士の交流をとおして、悩みの軽減や喜び、生きがい意識をもつことにつなげる。	保健福祉課、社会教育課	新型コロナウイルス感染症の影響により、開催が制限された時期もあったが、感染対策を行いながら実施できるときは実施していた。	感染対策をしながら開催したり、休止の判断をしたり、方法を切り替えるなど様々な手段で取り組めた。活動を終了させないよう取り組んだ。	そのまま継続。

その他の生きる支援の具体的な取組

計画における項目	生きる支援の具体的な取組	担当課	5年間を通しての実施状況	担当課の評価	次期計画に向けての意見
(健康教育業務) 町内の団体や学校からの依頼により実施	講師となる保健師がメンタルヘルスに関する研修を受講することで、自殺予防に関する啓蒙活動に活かす。	保健福祉課	ゲートキーパー研修以外に各団体からのメンタルヘルスの健康教育の依頼はなし。令和3年度より国で実施しているWEB研修に保健師は参加。	依頼があった時に対応できるように資質向上は必要。	継続
(母子健康手帳交付、妊婦健康診査) 母子健康手帳の交付、妊婦健康診査の発行	全数の妊婦と面接を行うことで、妊娠期からのリスクの把握ができ、切れ目ない支援につなげる。	保健福祉課	令和3年4月に子育て世代包括支援センター設置により、従来より実施している全妊婦との保健師面接による母体の心身のリスク等の把握や保健指導、不安や困り事に対する相談対応に加え、個々に応じた支援プラン作成を実施し、地区担当保健師が個々に応じた、きめ細やかな支援を提供する体制を整備した。従来より行っている妊産婦等支援検討会も福祉職が加わり、支援該当者の抽出、支援方法の検討、支援経過の情報共有を行っている。必要時には妊婦健診実施医療機関等への情報提供・情報共有を図っている。毎年2～3名程度特定妊婦該当者がいる状況にある。	予期せぬ妊娠や精神疾患の既往など様々なリスクを抱える妊婦は産後に強い育児不安や精神的ストレスを生じる可能性がある。特に支援が必要と思われる妊婦に対しては、産後の育児不安や精神ストレスの軽減を図ることや産後の支援がスムーズにつなげられるため有効である。	そのまま継続
(産後ケア事業) 出産後の母親の身体回復と心理的な安定を促進する事業	出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導等を提供するとともに必要に応じて専門機関と連携して支援することで自殺リスクの軽減につなげる。	保健福祉課	利用者は、R1年度は4名、R2年度5名、R3年度7名、R4年度8名であった。うち乳房ケアや授乳に関する不安が理由で母乳育児相談室の日帰り型を利用された方がR1年度3名、R2年度5名、R3年度7名、R4年度8名で利用者の大半をしめた。医療機関宿泊型の利用者はR1年度1名、R2年度2名、R3年度1名、R4年度0名であった。R2年度の2人はお産入院から産後ケアに切り替え継続した支援を受けている。R3年度1名は母の心身の不調や家族等から十分な支援が受けられない等の理由で、医療機関からの勧めもあり利用となるが、その後も保健師等による継続的な支援を実施している。	母乳育児相談室日帰り型を頻回利用(一人平均 R1年度 5.7回、R2年度4.8回、R3年度3.1回、R4年度4.0回)されることが多く、乳房乳頭の軟化や母乳分泌の向上、児の体重増加が促進されるとともに、関係性の中で子育てに関する相談や産婦の精神的ケアが受けられているため、利用者の満足度が高いことが推測される。医療機関宿泊型においても授乳に関するセルフケアや児の体重増加の心配のある方や退院後の家族の協力が得られない方等、退院後の不安を抱える産婦に対しては、お産入院から引き続き産後ケアを利用してもらうことで、不安の軽減につながっている。いずれにおいても利用者のニーズに合わせた子育て支援に寄与しており、有効である。	そのまま継続
(母子保健関係訪問・健診・相談) 新生児訪問指導・乳幼児健診・乳幼児相談	ママアンケートやEPDS調査票によりメンタル面のチェックを行い、必要な支援につなげる。また、虐待予防アンケートにより母親の育児等のストレスが高い場合は必要な支援を行う。	保健福祉課	EPDS高値者の実績はR2年度2名、R3年度2名、R4年度1名であり、いずれも産婦健診連絡票等で医療機関との連携のもと支援している。EPDS高値者以外でも育児不安や授乳状況等の理由で要支援となった者に産婦健診連絡票等で連携し支援している。養育者支援保健・医療連携システム連絡票にて新生児訪問した家庭はR2年度6件、R3年度4件、R4年度3件であり、いずれも特定妊婦該当者は妊娠期からのケースとして支援している。新生児訪問時に実施するママアンケートはほぼ全産婦に実施している。乳児相談時に実施する虐待予防スクリーニング事業で要支援者となった者はR2年度5名、R3年度4名、R4年度4名であり、ケースの状況に応じた対応策を検討し、乳児健診や個別相談で支援している。令和3年4月に子育て世代包括支援センター設置により、新生児訪問において個々に応じた支援プランの作成を開始しているが、検討会において必要と判断した家庭においては継続的に支援を行っている。	産後・育児期にあたる新生児訪問、乳幼児健診・相談等の母子保健事業で、保健師、栄養士、歯科衛生士が継続的に関わることで、養育者の日頃の心配事や不安等の解消につながっている。養育者の心身状況や育児力・育児環境などのアセスメントをその都度行い、スタッフ間で子育て支援の必要性を検討し、支援の共有化を図っている。また子育て支援センター職員(保育士)にも事業に参加してもらう等情報や支援の共有化を図り、対象者に応じたより丁寧な支援を行っている。定期的なきめ細やかな支援が必要な養育者には、相談しやすい関係にある地区担当保健師の継続的支援が有効である。	そのまま継続

計画における項目	生きる支援の具体的な取組	担当課	5年間を通しての実施状況	担当課の評価	次期計画に向けての意見
(離乳食教室) 離乳食に関する知識の普及・啓発	教室を通じて不安や問題等について聞き取ることにより、問題の早期発見・対応につなげる。	保健福祉課	令和3年度は感染拡大の影響で年間で半数の教室が中止となり、また実施方法も変更する形で開催となったが、参加者への知識の普及は図れている。また、欠席者へは個別対応や、教室開催日直近で実施の乳児健診・乳児相談で不安や問題の早期発見・対応につなげられている。	離乳食教室だけでなく、他の事業と連携して対象者の状況を把握し、継続した支援を実施できている。	そのまま継続
(健診結果説明会) 健診結果の返却と健康相談	質問票の項目等を利用して、睡眠障害やアルコール依存症の予防等、こころの健康に関する支援を実施。壮年期男性受診者を重点対象層と定め、相談機関の紹介や啓発パンフレットを配布。	保健福祉課	質問票の項目等を利用して、睡眠障害やアルコール依存症の予防等、こころの健康に関する支援を実施。健診結果説明会では50代男性受診者を重点対象層と定め、相談機関の紹介や啓発パンフレットを配布。	健診受診者も固定化されており、毎年同じ対象者へパンフレットを渡している。不眠とアルコールはハイリスク者となるため、意識して健康相談を実施することは望ましい。	重点対象層のリーフレットの配布は終了するが、健康相談は継続。
(精神保健普及啓発) こころの健康の普及啓発	自殺予防週間や強化月間に合わせて広報やホームページで啓発することにより、自殺リスクの低下につなげる。また、漁協と役場との合同会議にて自殺の実態について課題の共有を図る。	保健福祉課	毎年、予防週間や自殺対策強化月間等で、広報紙にて、メンタルヘルスや自殺対策についての年1回は啓発を実施した。ネットワーク会議自体は未設置となった。	広報紙を見ない世代(若者)への啓蒙できる機会が必要。	幅広い年代に情報を伝えられるように、広報紙のみならず、ICTを活用した啓発活動を検討する等様々な手段を使いながら普及啓発を継続する。
(要保護児童対策地域協議会) 児童虐待や非行の未然防止や早期発見、早期解決の取組を実施	必要な支援を行うことにより、児童の心身のケアや養育環境の改善のみならず保護者の生きやすさにつなげる。	保健福祉課	定期的に要対協議会を開催している。学校や教育委員会からの情報提供や連携も密になり、希死念慮をもつ児童や生徒がいた場合、個別ケース会議を開催し、速やかに介入を行っている。	要対協の位置づけ上、虐待などの子どもの権利侵害に関わる家庭に支援を行っていくため、直接、子どもから自殺を訴えるケースは少ないが、権利侵害の行く先に希死念慮を抱えているケースがあるものと想定して、アセスメントを行い、早期発見、支援を行っていく。	そのまま継続
(民生委員児童委員事務) 民生委員児童委員による地域相談支援の実施	民生委員児童委員にゲートキーパー研修会に参加して貰うことで、担当する地域においての自殺リスク者の把握や自殺対策に参画してもらうことにより、自殺対策ネットワークの強化につなげる。	保健福祉課	民生児童委員の研修及びゲートキーパー研修等への参加を呼びかけ、自殺企図、希死念慮等の相談があった場合は、早期に介入し、各支援を検討していく。	令和4月12月役員の一斉改選により役員交代があったが、継続的に研修会の参加や定例会などでケース相談などを行い、自殺企図、希死念慮等注意が必要なケースについては、早期に介入し、各支援を検討していく。	そのまま継続
(地域生活支援事業) 障がい者等に創作活動や生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等	障がい者等の居場所(通所先)ができることにより、社会とのつながりができる。	保健福祉課	定期的な利用者があり、製品づくりなどを通じて社会との交流の場として継続的に支援を行っている。	障がいのある方の、社会との交流の場として今後も継続的に支援を行っていく。	そのまま継続
(障がい福祉サービス) 生活介護や就労支援など障がい福祉サービスを利用するための受給者証の交付	申請や更新の機会を利用し、問題の早期発見、早期対応につなげる。また障がい者等の居場所(通所先)ができることにより、社会とのつながりができる。	保健福祉課	障害福祉サービス利用にあたり、面談等を行い、障害者の特性等を把握して、計画相談者に繋げている。事前に希死念慮等の不安や課題を持っているような利用者様はいなかった。	障害福祉サービスを利用中に心身状況の不安定(希死念慮含む)や生活課題等があった場合、利用事業所や計画相談者から連絡が入るようになってきている。その内容等を協議して、役割分担を行い、課題解決等の支援を行っている。	そのまま継続
(高齢者安否確認電話サービス事業) 独居高齢者の安否確認及び相談	独居高齢者に対し定期的に安否確認を行うことで、孤立を防止し、自殺ハイリスク者の早期発見・対応につなげる。	保健福祉課	緊急通報システムについては携帯電話の普及により新規希望者はいなかった。高齢者見守りサービスについては9名の登録があり、今年度より電話以外に週一回の自宅への訪問を追加し、安否確認や孤立化の防止を行っている。	高齢者見守りサービス(委託事業)を今後も継続し、安否確認やその他のサービスの必要性を検討し早期発見・対応につなげる。	そのまま継続
(生活保護に関する事務) 生活保護に関する相談の実施と中標津社会福祉事務所出張所への連携	経済的な安定を図ることで、不安を軽減し、自殺リスクの低下につなげる。	保健福祉課	生活保護申請時に経済状況を把握して、生活保護受給者になったことを想定して、家計を再構築するアセスメントを行い、申請を行っている。経済的困窮により、自暴自棄でセルフネグレクト(緩やかな自殺状態)の場合は家計支援を行い、経済的困窮に応じた、適宜支援を行っている。	生活保護受給者については、中標津社会福祉事務所出張所のケースワーカーと連携して、生活課題や経済的課題などの情報共有を行い、必要に応じて、適宜支援を行っている。	そのまま継続
(児童扶養手当事務) 18歳までの児童を扶養しているひとり親家庭等に対する手当の支給	手当申請時等の面談機会をととして、問題の早期発見・対応につなげる。	保健福祉課	同様に継続して行っている。	手当申請時の面談をととして、家庭状況や経済力、精神状態等確認し問題の早期発見、早期対応を継続的に行っていく。	そのまま継続
(生活困窮者自立支援法に関する事務) 19歳までの児童を扶養しているひとり親家庭等に対する手当の支給	生活保護に至らないまでも、生活困窮している方への相談の実施と道が行う相談支援事業へのつなぎ	保健福祉課	同様に継続して行っている。		
(児童手当事務) 中学生以下の児童を養育している方に対する手当の支給	手当申請時の面談をととして、問題の早期発見、早期対応を図る。	保健福祉課	同様に継続して行っている。		
(特別児童扶養手当事務) 在宅で心身に重度または中度の障がいのある児童を監護養育している父母等に対する手当			同様に継続して行っている。		
(障がい福祉手当事務) 20歳未満で重度の障がいのある児童に対する手当			同様に継続して行っている。		

(公営住宅事務及び建設事業) 公営住宅の入居及び建設に関する業務	生活困窮や低収入など、生活面で困難な問題を抱える場合は必要に応じて関係機関につなぐ。	建設水道課	継続中	保健福祉課と連携を図り、数世帯について生活状況の改善が見込めた。	そのまま継続中
(公営住宅家賃滞納整理対策、水道料金徴収業務) 住宅使用料、水道料の徴収及び相談	未納、滞納の相談等から把握した生活問題について、必要に応じて、相談窓口の紹介や関係課等につなげる。また、催告書等に生きる支援に関する相談窓口の情報を掲載することで情報周知を図る。	建設水道課	継続中	滞納状況をお知らせすることで、効果はあった。納付相談等の中で知りえた生活困窮者については、保健福祉課と連携を図り、生活状況の改善が見込めた。	そのまま継続中
(賦課・徴収事務) 納税に関する相談		税務財政課	(税務課) 納税相談時において、生活に支障があるような困窮者であった場合、関係課と情報共有を図るとともに、担当部署へ相談を行うよう助言した。納税相談時において、生活に支障があるような困窮者であった場合、関係課と情報共有を図るとともに、担当部署へ相談を行うよう助言している。	(税務課) 納税相談時において、生活に支障があるような困窮者であった場合、関係課と情報共有を図るとともに、担当部署へ相談を行うよう助言した。窓口や電話等の納税相談時においては、概ね対応が行われているが、催告書等における情報の周知については未対応であるため、今後、検討を要する。	
(人権啓発事業) 人権擁護委員による「なんでも相談所」を開催	専門家に相談するまでもないが、自分ではどうにもできない悩みを気軽に相談できることで、生きることへの支援につなげる。	環境生活課	継続中	相談できる場として継続	継続
(消費者生活相談) 法的問題解決のための情報提供等	消費者が抱えている法的問題を解決に導く。今後は新たな困難ケースを増やさないために若年層への教育等も検討していく。	環境生活課	「若年層への啓発」は成人式での啓発リーフレット配布事業として、R04予算での作成物を令和5年1月に実施し、R05予算で作成予定の啓発リーフレットは令和6年1月に配布予定。消費者相談は5年間で一度もなかった。	消費生活相談は相談があれば随時対応していくために、相談対応に向けた体制づくり(担当者の研修受講等)を継続する。若年層への啓発事業は成人式での啓発物資配布事業を継続して実施していく。	そのまま継続
(無料法律相談) 無料で受けられる法律相談の場を開設	町内には不在の弁護士による法律相談機会を提供するとともに、必要に応じ相談機関等を紹介する。	環境生活課	令和2年度より2年間コロナ禍にて中止になっていた事業だが、令和3年より通常通りの実施になり相談者からの問い合わせも年々増加傾向にあるようだ。	また、引き続き相談業務の際に状況を把握し、支援が必要なものに対しては、助言を行う。	変更: 継続事業) 釧路弁護士会からの協力依頼として現在年2回実施している無料相談を「いつでも、どこでも、そして誰でも」法律相談が受けられる体制ということで協力依頼あり(協力依頼あり実施年度未確定)
(救急事後検証会) 搬送症例の検証及び隊員へのフィードバックの実施	病院と連携し、医学的な観点から評価を元に救急現場活動を再構築することで、救命率の向上につなげる。	消防	R3・R4年度いずれも12回実施 R5.8月時点で5回実施	症例ごとに医師から病状の説明や観察・処置に関する指導を受けることで、症例への理解が深まり、救急活動の質の向上に繋がっている。	継続
(sosの出し方教育) 児童生徒のsosを発信する力の育成	全ての小中学校でsosの出し方教育が実施できるよう準備をすすめる。	学務課	令和5年度より出し方教育	継続	継続
(教職員研修関係事務) 教職員の研修等の推進	既存の研修会の利用等、工夫しながら、教職員向けのゲートキーパー研修等を開催することにより、子どもが出したsosのサインにいち早く気づき、適切な対応がとれるようになる。	学務課	令和元年度より教職員を対象としたゲートキーパー研修	児童・生徒に届いていない	継続
(不登校対応) 不登校生徒への支援	不登校の子どもは本人自身のみならず、その家庭も様々な問題や自殺リスクを抱えている可能性もあることから、必要時、ケース会議の他、定期的にスクールカウンセラーを各学校へ派遣することで、相談体制の充実を図り、児童生徒のsosに適切に対応することができる。	学務課	継続	継続	継続
(いじめ対策) 羅臼町いじめ対策協議会の開催	求めに応じて開催、いじめの早期発見、早期対応の他、未然防止に努める。	学務課	調査のみの対応	未然防止の取組みにつながっていない	保護者・学校・地域。同じ認識が大事
(子どもの相談機会の確保) 教育相談電話を設置し、教育全般にわたる相談に対応	学校以外で専門の相談員に相談できる機会を確保することで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に寄与し得る。	学務課	教育相談電話の設置	相談電話がかかかってこない	継続
(就学援助及び就学資金の貸付) 教材費、給食費等の助成及び奨学資金の貸付	経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、給食費・学用品費などの費用の一部補助や就学資金の貸付を行うことにより、児童生徒が等しく教育を受ける機会を確保する。	学務課	北海道の基準に準じた支援を実施	対象者の基準。町独自で最高の必要性を感じている	継続実施が基本ではあるが、(対象者の) 精査も必要。

計画における項目	生きる支援の具体的な取組	担当課	5年間を通しての実施状況	担当課の評価	次期計画に向けての意見
(公営住宅事務及び建設事業) 公営住宅の入居及び建設に関する業務	生活困窮や低収入など、生活面で困難な問題を抱える場合は必要に応じて関係機関につなぐ。	建設水道課	継続中	保健福祉課と連携を図り、数世帯について生活状況の改善が見込めた。	そのまま継続中
(公営住宅家賃滞納整理対策、水道料金徴収業務) 住宅使用料、水道料の徴収及び相談	未納、滞納の相談等から把握した生活問題について、必要に応じて、相談窓口の紹介や関係課等につなげる。また、催告書等に生きる支援に関する相談窓口の情報を掲載することで情報周知を図る。	建設水道課	継続中	滞納状況をお知らせすることで、効果はあった。納付相談等の中で知りえた生活困窮者については、保健福祉課と連携を図り、生活状況の改善が見込めた。	そのまま継続中
(賦課・徴収事務) 納税に関する相談		税務財政課	(税務課) 納税相談時において、生活に支障があるような困窮者であった場合、関係課と情報共有を図るとともに、担当部署へ相談を行うよう助言した。納税相談時において、生活に支障があるような困窮者であった場合、関係課と情報共有を図るとともに、担当部署へ相談を行うよう助言している。	(税務課) 納税相談時において、生活に支障があるような困窮者であった場合、関係課と情報共有を図るとともに、担当部署へ相談を行うよう助言した。窓口や電話等の納税相談時においては、概ね対応が行っているが、催告書等における情報の周知については未対応であるため、今後、検討を要する。	
(人権啓発事業) 人権擁護委員による「なんでも相談所」を開催	専門家に相談するまでもないが、自分ではどうにもできない悩みを気軽に相談できることで、生きることへの支援につなげる。	環境生活課	継続中	相談できる場として継続	継続
(消費者生活相談) 法的問題解決のための情報提供等	消費者が抱えている法的問題を解決に導く。今後は新たな困難ケースを増やさないために若年層への教育等も検討していく。	環境生活課	「若年層への啓発」は成人式での啓発リーフレット配布事業として、R04予算での作成物を令和5年1月に実施し、R05予算で作成予定の啓発リーフレットは令和6年1月に配布予定。消費者相談は5年間で一度もなかった。	消費生活相談は相談があれば随時対応していくために、相談対応に向けた体制づくり(担当者の研修受講等)を継続する。若年層への啓発事業は成人式での啓発物資配布事業を継続して実施していく。	そのまま継続
(無料法律相談) 無料で受けられる法律相談の場を開設	町内には不在の弁護士による法律相談機会を提供するとともに、必要に応じ相談機関等を紹介する。	環境生活課	令和2年度より2年間コロナ禍にて中止になっていた事業だが、令和3年より通常通りの実施になり相談者からの問い合わせも年々増加傾向にあるようだ。	また、引き続き相談業務の際に状況を把握し、支援が必要なものに対しては、助言を行う。	変更: 継続事業) 釧路弁護士会からの協力依頼として現在年2回実施している無料相談を「いつでも、どこでも、そして誰でも」法律相談が受けられる体制ということで協力依頼あり(協力依頼あり実施年度未確定)
(救急事後検証会) 搬送症例の検証及び隊員へのフィードバックの実施	病院と連携し、医学的な観点から評価を元に救急現場活動を再構築することで、救命率の向上につなげる。	消防	R3・R4年度いずれも12回実施 R5.8月時点で5回実施	症例ごとに医師から病状の説明や観察・処置に関する指導を受けることで、症例への理解が深まり、救急活動の質の向上に繋がっている。	継続
(sosの出し方教育) 児童生徒のsosを発信する力の育成	全ての小中学校でsosの出し方教育が実施できるよう準備をすすめる。	学務課	令和5年度より出し方教育	継続	継続
(教職員研修関係事務) 教職員の研修等の推進	既存の研修会の利用等、工夫しながら、教職員向けのゲートキーパー研修等を開催することにより、子どもが出したsosのサインにいち早く気づき、適切な対応がとれるようになる。	学務課	令和元年度より教職員を対象としたゲートキーパー研修	児童・生徒に届いていない	継続
(不登校対応) 不登校生徒への支援	不登校の子どもは本人自身のみならず、その家庭も様々な問題や自殺リスクを抱えている可能性もあることから、必要時、ケース会議の他、定期的にスクールカウンセラーを各学校へ派遣することで、相談体制の充実を図り、児童生徒のsosに適切に対応することができる。	学務課	継続	継続	継続
(いじめ対策) 羅日町いじめ対策協議会の開催	求めに応じて開催。いじめの早期発見、早期対応の他、未然防止に努める。	学務課	調査のみの対応	未然防止の取組みにつながっていない	保護者・学校・地域。同じ認識が大事
(子どもの相談機会の確保) 教育相談電話を設置し、教育全般にわたる相談に対応	学校以外で専門の相談員に相談できる機会を確保することで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に寄与し得る。	学務課	教育相談電話の設置	相談電話がかかってこない	継続
(就学援助及び就学資金の貸付) 教材費、給食費等の助成及び奨学資金の貸付	経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、給食費・学用品費などの費用の一部補助や就学資金の貸付を行うことにより、児童生徒が等しく教育を受ける機会を確保する。	学務課	北海道の基準に準じた支援を実施	対象者の基準。町独自で最高の必要性を感じている	継続実施が基本ではあるが、(対象者の) 精査も必要。
(特別な支援を要する児童生徒への支援) 羅日町教育支援委員会の実施およびコンパスの活用	特別な支援を要する児童生徒は学校生活上で様々な困難を抱える可能性があることから、各々の状況に応じた支援を関係機関が連携、展開することで、困難の軽減に努める。	学務課	継続	継続	継続

計画における項目	生きる支援の具体的な取組	担当課	5年間を通しての実施状況	担当課の評価	次期計画に向けての意見
(教職員の健康管理) 教職員のメンタルヘルスも含めた健康保持・増進	各種健診やストレスチェックの他、学校における働き方改革を推進することで、教職員の心身面の健康増進と過多業務の整理を図り、児童生徒を支援する教員に対する支援(支援者への支援)を強化する。	学務課	継続	活用されていない	継続
(羅日町コミュニティスクールの設置) 学校と地域で目標を共有し、連携、協働する仕組み	学校と地域で目標を共有し、連携、協働する仕組みの中で地域全体で子どもを見守る体制を強化する。	学務課	地域コーディネーターと幼稚園や学校との距離は事業を通して縮まって来たかと思われるが、自殺防止や心身のケアに関する活動については実施していない。	CSの活動自体が動き出したばかりなので、コーディネーターの強みを活かした活動が主となっているため、自殺予防などを始めとした子どもの悩みに対する指導や教育を浸透させるような取組に至っていない。	継続
(図書室管理業務) 図書室の管理運営	メンタルヘルスやうつに関する図書の配架や自殺予防月間等にこころの健康に関する図書コーナーを開設する等し、こころの健康に関する市民の理解促進を図る。	社会教育課	図書展示自体は月1回実施しているが、司書の退職等により、自殺予防に関連した展示を実施することが引き継ぎされておらず、実施することができなかった。	自殺予防関連図書を所蔵しており、展示が実施可能のため、今後は、防止週間や月間に合わせて実施していく。	継続
(学校図書室の有効利用) 学校図書室の有効利用	学校図書室のスペースを活用し「いのち」や「こころの健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行うことで、児童・生徒に対する情報周知を図る。	社会教育課	R4年度は、中学校生徒の希望から、2学期開始から9月の自殺予防週間に合わせてこころに関する図書展示を行った。	こころの問題は、小学生高学年から中学生にかけて関心が高い内容のため、今後も継続して学校図書館で定期的に図書展示を行い、啓発していく必要がある。	継続
(児童生徒を対象とする野外活動や社会活動を通じた教育の実施) 寺子屋キッズ、アフタースクール、ふるさと少年探検隊等	学年の違う子ども達が集団生活の中で、様々な事業をとおして交流を深め、互いに支え合うことの大切さを学ぶと共に、自立心を養い、生きていく上でたくましさをも身につけることにより、将来的な自殺リスクの低下につなげる。	社会教育課	新型コロナウイルス感染症の影響で満足な事業展開が出来なかった期間があったが、令和5年度以降は規制も緩和されたことで通常どおりの実施が可能となった。	新型コロナウイルス感染症の影響で満足な事業展開が出来なかった期間があったが、令和5年度以降は規制も緩和されたことで通常どおりの事業実施が可能となったため、今後についてはねらいに沿った効果が期待できる。	継続

羅臼町自殺対策計画

令和6年3月

〒086—1892

北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83

羅臼町 保健福祉課

TEL 0153-87-2161

FAX 0153-87-2358
